

・読書コーナー

六人の嘘つきな大学生
朝倉秋成/角川文庫

昨年の3月頃に王様のブランチにて紹介され、ブランチBOOK大賞2021を受賞した作品です。たまたまその時の放送を見ていた私は物語のあらすじが気になり、購入し、読んでみました。題名にある通り、6人の大学生の就職活動をテーマにした作品です。



皆さんも一度は就職試験に臨まれたことがあるかと思います。

就活生側、人事側どちらにとっても複雑な気持ちを抱くことが多く、特に就活生は自分自身を企業へアピールするために自分を作り、精神的に不安定になる方も多いと思います。

例に漏れず、私も就職活動中は不安な日々を過ごしていました。

この作品を読んでいる最中は、就職活動中に感じた思いが良くも悪くも再燃し、複雑な気持ちにもなりましたが、作中にでてくる謎解き要素と人間模様が面白かったのでおすすめです。

(文責:赤田)

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!

Q 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が大きく減少し経営が厳しい状態が続いている。何か利用できる助成金制度はありますか?

A 中小企業庁が創設した「事業復活支援金」という制度があります。

[解説] 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売り上げが大きく減少している中小法人等と個人事業者等に対して、2021年11月から2022年3月までの期間における影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するため、事業全般に広く使える事業復活支援金を迅速かつ公正に給付するものです。給付金額は中小法人等の上限が250万円、個人事業者等の上限が50万円です。申請期間は2022年1月31日から2022年5月31日までです。

給付の対象となるのは下記の①と②を満たす中堅・中小法人、個人事業主等です。

①新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けていること
②①の影響を受け、自らの事業判断によらず対象月の売上が基準期間の同月と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少していること

フリーランスを含む個人事業者については上記に加え、以下の(1)、(2)のいずれの条件も満たす必要があります。

(1)2019年以前から事業を行っており国内に住所を有する者であって、基準期間をその期間内に含む年のいずれかの年及び対象期間において、個人事業収入(売上)を得ており、今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。

(2)新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、対象期間内に基準期間の同月と比較して、月間の個人事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

詳細は中小企業庁のホームページでご確認ください。また、弊社は同制度の認定支援機関となっており、有償ではありますがあなたのお手伝いができるよう準備しております。

当制度の利用をお考えの際は、担当者へお問い合わせください。

(文責:高橋)

編集後記

今年も年度末を迎えます。いろいろ動きが多くなる時期ですが、しかるべき手続きはお済みでしょうか。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

■株群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040 ■相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:<http://www.takahashi.co.jp/> E-mail:info@takahashi.co.jp

KANATA
SHINBUN

令和4年
3月1日発行
第152号



所長挨拶

早春の候、皆さんにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、セブン&アイ・ホールディングス傘下の百貨店「そごう・西武」の売却交渉が本格化しているとの報道

がありました。

セブン&アイ・ホールディングスは2006年、すでに経営不振に陥っていた「そごう・西武」(当時のミレニアルリテイリンググループ)を買収し、セブンイレブン・イトーヨーカドー流通グループの総合力を発揮して立て直しを図ってきたわけですが、道半ばにしてついに売却を決意したわけです。

デパート各社は、ネット販売を始め、青山、ヤマダ、ニトリなどの専門量販店、宝石、時計、ブランド品を扱うアутレット店、イオンなどの大型商業モール、その他の様々な新しい業態に押され減収・減益が続いてきた中、コロナによる来店客の大幅な落ち込みが影響して経営の危機に瀕しています。

かつてのデパートと言えば、流通業界の花形、庶民の憧れの的だったのが、大きな違いです。

それにしても、流通業くらい短い期間に新しい様々な業態が現れ発展しきな変化を遂げた業界は他にないのでは無いでしょうか。

それでも三越や高島屋など、都心部を得意とする呉服系百貨店では、企業や富裕層をターゲットとした従来からの外商部門を強化して、業績の向上を図っているとも聞きます。

昨今の容赦ない経営環境の大きくしかも早い変化の中で、事業を維持し充実させてゆくのは本当に大変なことだと思いますが、それをやらないわけにはいきません。高くアンテナを上げ、広く情報を集め、躊躇せず変化に対応してゆくこそが重要なでしょう。

厳しかった今年の冬もそろそろ終盤。

日に日に暖かくなる春の日差を感じながら、一日も早いコロナの収束を祈るばかりです。

皆さんには、十分にご自愛いただき、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。



お客様各位

平素より大変お世話になっております。
弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことにいたしました。
一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会



P1 所長挨拶・目次

P2・3 税務トピックス

P3 将軍の日

P4 読書感想文

P4 Q&Aコーナー

P4 編集後記

かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

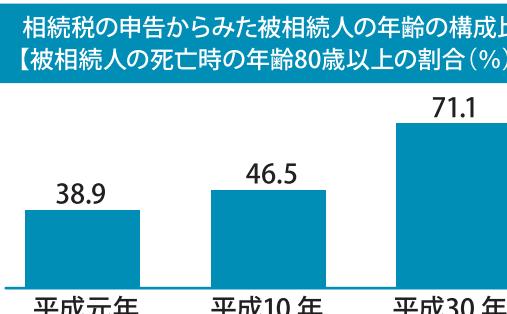
生前贈与分の合算と格差固定化防止 ~相続税・贈与税のあり方~

生前贈与分を相続財産と一体化することについて、“改正”ではなく“検討”的旨が令和4年度税制改正大綱に示されています。この“一体化”について、内閣府の資料※1等から確認します。

高齢世代の貯蓄と「老老相続」

同資料によれば、2014年における年代別の金融資産残高のうち、全体の約6割に相当する約1,000兆円を60歳以上が保有しているなど、高齢世代の貯蓄額は高い傾向にあります。

また、日本人の平均寿命が延び、死者（被相続人）も相続人も高齢者という、いわゆる「老老相続」が増えており、結果として相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。



(単位:万円)			
生前贈与年数	贈与税額	相続税額	合計
なし	0	17,810	17,810
5年間	880	16,147	17,027
10年間	1,760	14,485	16,245
15年間	2,640	12,895	15,535

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料:連年贈与による税負担軽減の計算例」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

資産移転の時期の選択に中立的な税制

経済社会の構造が変化する中でのこのような生前贈与を活用した税負担の軽減について、国は適切な税負担がない今まで次世代へ資産が移転されることによる、中立性の欠如と格差固定への懸念を示しています。

たとえば政府与党の令和4年度税制改正大綱には、今後の税制改正に当たっての基本的考え方の中で、『相続税・贈与税のあり方』として、次の一文がありました。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

この「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」とは、具体的には生前贈与をしてもしなくても最終的な税の負担が変わらないような税制をつくることを指しており、実現するには、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する必要があります。



連年贈与による税負担軽減

その一方で、若年世代が相続人となるまでの期間が長いことを逆手に、本来ならば相続税よりも税負担水準が高いはずの贈与税を、将来の相続税よりも低い負担となるように暦年単位で計算（暦年課税）をしながら、タイミングを見計らい長期にわたり生前贈与を行うこと（連年贈与）で、税負担を抑えた資産移転が可能となっています。

同資料では、以下の前提で15年間連年贈与をした場合の税負担が、生前贈与をしなかった場合に比べて2,275万円減少する計算例を紹介しています。

【前提】

- 被相続人（贈与者）の総財産は10億円。
- 相続人は3名（配偶者と子2名）。
- 配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名は、それぞれ贈与又は相続により
計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
- 子2名にそれぞれ毎年700万円を贈与。

相続時精算課税制度

この相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度として、現行では“相続時精算課税制度”があります。これは、この制度選択後の生前贈与分を、相続時に相続財産に加算して相続税の計算をしながら、当該生前贈与分に係る贈与税を精算する制度で、平成15年度（2003年度）に次世代への資産移転や、これによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されました。ただし、この制度を適用して令和2年分の申告をした人員数は3万9千人で、暦年課税の44万6千人と比べて利用が多いとはいえない側面があります。

諸外国の制度を参考に

また、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する制度を構築するために国が参考として示しているのは、アメリカ、ドイツ、フランスの税制です。いずれの国も贈与税と相続税（アメリカは遺産税）を一体的に捉えて課税しています。他方、日本では現状、相続時精算課税制度適用分を除き、相続前3年以内の贈与分しか一体的に課税されていません。

国名	相続財産額と一体的に課税される生前贈与分
アメリカ	一生涯の累積贈与額
ドイツ	相続前10年以内の累積贈与額
フランス	相続前15年以内の累積贈与額
日本	(暦年課税)相続前3年以内の贈与 (相続時精算課税)選択後の累積贈与額

内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料:我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

左記諸外国を参考に、どこまでの生前贈与分を一体的に課税することになるのか等、今後の情報に注目ていきましょう。

非課税措置の見直し

なお、相続税と贈与税の一体化の他、経済対策の一環で設けられた次の非課税措置については、ある程度まとまった金額まで贈与税の負担がないことから、格差固定化を防ぐ等の目的で見直しが示唆されています。

非課税措置	非課税限度額
	適用期限
教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（教育資金用の贈与）	1,500万円
	令和5年3月31日
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（結婚や妊娠・出産・育児資金用の贈与）	1,000万円
	令和5年3月31日
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（マイホーム取得用の贈与）	1,000万円※2、3
	令和5年12月31日※2

※2 令和4年度税制改正適用後（2022年1月1日以後の贈与）の内容です。

※3 耐震、省エネ又はパリアフリーの住宅以外は500万円が非課税限度額です。

こちらもあわせてご確認ください。

1 内閣府「第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料:【総4-2】説明資料(資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について)」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2020/2zen4kai2.pdf>を基に作成

将军の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将军の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、「将军の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人

027-361-5568 担当：森平



先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあと行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際にしていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から